

## 地理（社会科）授業再開に際しての教科書・教材整備に向けた緊急提言

（社）日本地理学会理事会

2011年4月11日

新年度を迎え、東日本大震災の被災地や、被災地を離れた児童・生徒が避難している地域では、学校での授業が再開されつつある。「東日本大震災に係わる内閣総理大臣及び文部科学大臣からのメッセージ」（4月6日）にあるように、震災復旧それに続く復興において教育の果たす役割は極めて大きく、被災した児童・生徒が、早急に、整備された学校・授業環境の下で学ぶことができることを願って止まない。

この状況に際し、地理教育の充実に取り組んできた（社）日本地理学会は、各学校で地理（社会科）授業<sup>\*1</sup>が支障なく進められるための教科書・教材整備に関して、政府、関係教育委員会・教師、学会員に対して、次の緊急提言を行う。

### 1. 地図帳等の教科書が、高等学校生徒を含む全被災児童・生徒に適切に配布される必要がある。

災害避難からはじまり、救援、報道・情報収集、復旧・復興計画の立案と実施等にいたる全ての過程で、地図は必要とされ活用されている。安全な場所へ避難する行動を支える地図活用の技能、正確な震災状況認識を支える国土認識を育む地理（社会科）授業での中核教材は教科用図書「地図」（以下、地図帳）である。

教科書である地図帳は、義務教育段階の小学校では第4学年で、中学校では第1学年で、無償配布され、その後の学年でも継続的に活用されている。活用場面も、地理的内容・分野に止まらず、歴史的内容・分野、公民的内容・分野にわたる（資料1）。高等学校においても、地図帳は地理歴史科の教科書として、地理系科目に加え、同教科の世界史・日本史系科目でも活用が期待されている。さらに、学校配布の地図帳は、社会で求められている地理情報の適切な提供媒体であり、利用は、児童・生徒の家庭や地域社会へ広がる。

現在、義務教育段階である小学校と中学校の児童・生徒には、災害救助法に基づき無償で教科書の再配布が進められているが、上記のような地図帳の教科書としての性格をふまえると、高等学校でも義務教育同様に無償配布が望ましいと考え、政府及び関係する教育委員会・教師に対し、（社）日本地理学会は次のことを要望する。

・政府には、授業に支障がないよう、小学校・中学校並びに高等学校の地図帳を含む教科書が、被災した全児童・生徒に配布されるように予算措置を講じていただきたい。

・教育委員会及び先生方には、被災した全ての子どもたちに地図帳を含む教科書が確実に行きわたるような配慮をお願いしたい。

### 2. 地理（社会科）授業の特性を十分に配慮した教材支援が必要である。

被災した児童・生徒や学校は、教科書以外の教材も失っており、教科書以外の教材支援も重要と考える。

地理授業は、社会科に位置つきながらも他分野・他科目に比べ、理科的・実技実験系的学習内容が多く、地球儀・地形図集・掛け地図・写真集など、多くの地理教材が使われてきた。とりわけ、今時改訂学習指導要領の小学校社会科の目標（第5学年・第6学年）に、従来の地図に加えて新たに「地球儀」が本文に明記されたことは、これら地理教材がこれ

\*1 教科・科目体系で言えば、小学校では社会科地理的内容、中学校では社会科地理的分野、高等学校では地理歴史科内教科「地理A・地理B」だが、社会科教育学での慣用をふまえつつ、地理（社会科）授業と表記する。

からの地理（社会科）授業で一層重視されていることを意味している。しかし、この改訂学習指導要領に基づく小学校の授業開始がこの4月からであったため、新たに購入・準備した地球儀等の教材が逸失・破損した事態も多いと思われる。

したがって、再開される地理（社会科）授業で支障を起こさないためには、被災した全ての学校に対して、上記の地理（社会科）授業の特性を十分に配慮した予算措置等が行われ、教材が整備される必要があると考える。そこで、（社）日本地理学会は次を行う。

- ・（社）日本地理学会は、関係組織と連携し、予算措置等実現のための働きかけを進める。
- ・（社）日本地理学会は、学会員募金「東日本大震災地理教育復興支援基金－被災校に地理教材を－」と理事会の決定に基づく財産により、被災学校のニーズに即した具体的教材支援を行う。
- ・学会員各位へは、募金及び今後の行動への協力を依頼する。  
（具体は今後学会HPに掲載予定）

## 資料1

小学校学習指導要領・中学校学習指導要領における地図帳（教科用図書「地図」）の扱い  
\*太字は、関連箇所。

- 小学校学習指導要領（平成20年3月） 第2節 第2章「社会」  
第3 指導計画の作成と内容の取扱い  
1.指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。  
（3）・・・また、**第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。**  
2.第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
（2）**各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、我が国の都道府県の名称と位置を身に付けることができるように工夫して指導すること。**
- 中学校学習指導要領(平成20年3月) 第2章 第2節「社会」  
第2 〔地理的分野〕  
3 内容の取扱い  
（2）内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。  
ア・・・その際、**教科用図書「地図」を十分に活用すること。**  
第3 指導計画の作成と内容の取扱い（〔地理的分野〕〔歴史的分野〕〔公民的分野〕共通事項）  
1.指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。  
（1）・・・**各分野相互の有機的な関連を図るとともに、**・・・  
2.指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする。その際、**地図や年表を読みかつ作成すること、**・・・